

議案第 67 号

上益城消防組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、上益城消防組合理約（昭和 49 年熊本県指令地第 126 号）の一部を次のように変更する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山都町長 坂本靖也

上益城消防組合理約の一部を変更する規約

上益城消防組合理約（昭和 49 年熊本県指令地第 126 号）の一部を次のように変更する。

第 13 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる臨時又は一時的な経費に係る負担金については、前項の規定に関わらず関係町の協議により管理者が別に定める。

- (1) 蘇陽出張所の施設改修に係る経費
- (2) 蘇陽出張所に係る維持管理等費
- (3) 蘇陽出張所の通信指令設備関係更新に係る経費

附 則

この規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

上益城消防組合同規約の一部を改正する規約新旧対照表

朱書き下線部分が改正箇所

改正後	現 行
<p>(経費支弁の方法)</p> <p>第13条 組合の経費は、関係町の負担金、補助金、手数料及びその他の収入をもつて充てる。</p> <p>2 前項の負担金の負担割合は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算定されたそれぞれの関係町の当該年度の基準財政需要額のうち、常備消防費に相当する額を基準として定める。ただし、第3条第2号の規定による事務の経費については、関係町が協議して定める。</p> <p><u>3 第1項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる臨時又は一時的な経費に係る負担金については、前項の規定に関わらず関係町の協議により管理者が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 蘇陽出張所の施設改修に係る経費</u></p> <p><u>(2) 蘇陽出張所に係る維持管理費等費</u></p> <p><u>(3) 蘇陽出張所の通信指令設備関係更新に係る経費</u></p> <p><u>4</u> 負担金の総額は、毎年度組合議会の議決を経て、管理者が関係町に分賦する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和6年11月1日から施行する。</u></p>	<p>(経費支弁の方法)</p> <p>第13条 組合の経費は、関係町の負担金、補助金、手数料及びその他の収入をもつて充てる。</p> <p>2 前項の負担金の負担割合は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条の規定により算定されたそれぞれの関係町の当該年度の基準財政需要額のうち、常備消防費に相当する額を基準として定める。ただし、第3条第2号の規定による事務の経費については、関係町が協議して定める。</p> <p><u>3</u> 負担金の総額は、毎年度組合議会の議決を経て、管理者が関係町に分賦する。</p>